

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：西貝塚環境センター)

1 工事名： 焼却施設耐火物補修他工事(3号炉)

2 工事場所： 上尾市大字西貝塚35番地1

3 工 種： 機械器具設置工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成 30年 5月 28日から 平成 30年 8月 31日まで	—
契約金額 (税込)	87,480,000円	101,520,000円
工事概要	<p>1. 工事概要 焼却施設3号炉の耐火物補修及び金物アンカーの交換等</p> <p>2. 工事範囲 (1) 燃焼段上中流部(上下)3スパン 左側壁 高さ4,530mm、幅1,629mm 右側壁 高さ4,530mm、幅1,629mm (2) 第一放射室4面、ガス混合室4面、燃焼室天井部(一部) ・左、右側面壁(第一放射室及びガス混合室) 前面水冷壁下部管寄せから高さ7,060mm幅は第一放射室上部は2,830mmだがガス混合室下部は約2,000mm ・前面壁(第一放射室及びガス混合室) 前面水冷壁下部管寄せから高さ7,060mm、幅3,350mm ・第一スクリーン壁(第一放射室及びガス混合室) 前面水冷壁下部管寄せから高さ7,060mm、幅3,350mm ・燃焼室天井(一部) 高さ約2,000mm×幅3,210mm</p>	<p>1. 追加工事概要 下記2箇所の耐火物補修及び金物アンカーの交換等を追加</p> <p>2. 工事追加範囲 (1) 燃焼室前面壁 高さ3,120mm×幅3,200mm (2) 燃焼段天井部 幅4,170mm×1,400mm</p>

5 変更理由

焼却施設耐火物補修他工事(3号炉)において解体前の調査で3号炉の燃焼室前面壁が崩落寸前であることが発見されました。

また当初の施工範囲である燃焼段上中流部(上下)両側壁3スパンを解体中に燃焼段の天井の一部が崩れ、天井の広範囲の崩落の危険も発見されました。

本起案は3号炉の燃焼室前面壁及び燃焼段天井部の補修工事を追加で行うため変更契約を行うものです。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が250万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。